

KPMG Insight

KPMG Newsletter

May 2014

シンガポール 2014年度予算案における税制改正案



Volume 6

シンガポール 2014年度予算案における税制改正案

KPMG シンガポール

パートナー 田宮 武夫

2014年2月21日に2014年度シンガポール予算案が発表されました。シンガポールの2013年度の成長率は4.1%で39億シンガポールドル（1シンガポールドルは約80円）の財政黒字で当初予想の24億シンガポールドルを大きく上回りました。2014年度の成長率は2～4%と予想され、12億シンガポールドルの財政赤字と予想されています。

今年度の予算案は、2つのテーマを柱としています。その1つは経済の転換であり、もう1つは、社会的支援の強化策として公正かつ公平な社会の構築です。この2つのテーマを達成するため以下の税制改正案が発表されました。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りいたします。



田宮 武夫
KPMG シンガポール
パートナー

I 経済の転換

シンガポール政府は、この先10年間さらにはその後の将来を見据えて、高付加価値産業および良質な雇用がシンガポール人に創出されるような経済の転換を実施しています。

2014年度予算案は、シンガポール国家がその国民の所得増大を維持することとなる、技術革新と高度な能力をベースとした質の高い成長を目的に主に以下のように策定されました。

1. 生産性・技術革新クレジット (PIC) スキーム

生産性・技術革新クレジット (PIC) スキームとは、以下の6つの適格活動に対し、各適格活動ごとに1賦課年度当たり40万シンガポールドル（または2013賦課年度から2015賦課年度までの3賦課年度にわたり各適格活動につき、通算120万シンガポールドル）を限度として支出金額の400%の損金算入（または1賦課年度当たり10万シンガポールドルを限度としてその適格支出の60%の現金付与を選択可）を2011賦課年度から2015賦課年度まで与えています。

- ① PIC 対象となるITおよびオートメーション化設備の取得またはリース
- ② 研修
- ③ 知的財産権の取得またはその使用許諾の取得
- ④ 知的財産権の登録
- ⑤ 認可されたデザインへの投資
- ⑥ 研究開発

これに加えて2013賦課年度から2015賦課年度の期間に各賦



課年度における適格支出が5千シンガポールドルを超える等の一定の要件を満たす場合は、3賦課年度通算で15千シンガポールドルを限度として適格支出と同額が現金付与されます。

改正案では、400%の損金算入（または、10万シンガポールドルを限度とした適格支出の60%の現金付与）の適用期限が

2018賦課年度まで延長されました。また、現金付与の適用要件の1つにシンガポール人または永住者を最低3人雇用しなければならないという要件がありますが、2016賦課年度からは本制度の適用を受ける連続した3ヵ月間継続して雇用する必要があります。さらに一定の規模以下（グループ全体の年間売上げが1億シンガポールドル未満または従業員数が200名未満）の中小事業者に対しては、2015賦課年度から2018賦課年度までの期間、1賦課年度当たり、各適格活動ごとに支出限度額が、60万シンガポールドル（または2016賦課年度から2018賦課年度の通算支出限度額は180万シンガポールドル）に増額されました。

2. 試験研究開発費

試験研究開発費は、現行法では2015賦課年度までに生じた適格研究開発費用に関してその支出額（2018賦課年度までは、400%損金算入対象支出限度額を超過した金額）の150%の損金算入が認められていますが、2025年まで延長されます。また、EDB（経済開発庁）の認可を受けた研究開発プロジェクトにかかる費用についてはその支出の200%の損金算入が認められていますが、2020年3月31日まで延長されます。

3. 知的財産権の取得額

知的財産権の取得額は、税法第19B条において5年間の均等償却が認められていますが、その取扱いが2020賦課年度まで延長されます。

4. 適格知的財産権の登録費用

適格知的財産権（特許権、商標権、デザイン、植物品種）の登録費用は、税法第14A条により損金算入が認められていますが、その取扱いが2020賦課年度まで延長されます。

5. 土地の有効活用に対する償却制度

土地の有効活用に対する償却制度は、2010年度の予算案で導入され、一定の要件（容積率基準等）を満たす適格事業を営む事業者に2015年6月30日までの有期限で適用されています。改正案では、本制度の適用範囲を拡大して、物流を営む事業者および空港や港湾において適格活動を営む事業者に対しても適用されます。また、適用期限が2020年6月30日まで5年間延長されます。

6. 源泉税の対象

海外企業のシンガポール支店（海外の銀行のシンガポール支店を除く）への利息、テクニカルフィー、マネージメントフィー、使用料の支払いは、源泉税の対象でした。また、当該シンガポール支店が源泉税の免除を受けるためにはwaiverを申請して取得する必要がありました。改正案では、2014年2月21日以降の前述の支払いは源泉税の対象とはなりません。

II 公正かつ公平な社会の構築

2014年度予算案は、誰もが希望をかなえられ、成功をつかむチャンスのある公正かつ公平な社会の構築を目指し、達成するために以下の改正が行われました。

1. パイオニア世代パッケージ

パイオニア世代パッケージと称して、国家建設に貢献したパイオニア世代に報いるため、メディシールドライフ保険料の補助や専門医外来診察料の50%の補助等のヘルスケア支援を提供します。

2. 扶養所得控除額

両親、祖父母、曾祖父母、障害のある両親を扶養している場合の所得控除額が2015賦課年度より引き上げられます。

3. CPF（中央年金基金）

CPF（中央年金基金）が2015賦課年度より1%引き上げられます。

4. 酒およびタバコの関税

酒およびタバコの関税が、各々25%、10%引き上げられます。

上記改正案の詳細は、随時関連省庁から発表されます。また、適用にあたっては、専門家のアドバイスを求めるをお薦めします。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG シンガポール
パートナー 田宮 武夫
TEL : +65-6213-2668
ttamiya@kpmg.com.sg

シンガポールデスク
有限責任 あずさ監査法人
パートナー 山根 洋人
TEL: 03-3548-5803 (代表番号)
hiroto.yamane@jp.kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
シニアマネジャー 西田 直弘
TEL: 06-7731-1105 (代表番号)
naohiro.nishida@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.